

令和 7 年度

磐田市自家用電気工作物保安管理業務委託

仕 様 書

令和 7 年度 磐田市自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

本仕様書は、磐田市水道事業（以下「甲」という。）が委託する自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

甲の基本的な義務である安全かつ安全な水道水の供給を目指し、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定による外部委託承認制度により、甲の管理する施設に設置された自家用電気工作物について、保安規程に基づく保安管理業務委託の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2. 業務の期間

本業務の契約期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とする。

3. 業務の対象

業務は、甲が指定する下記の施設の機器を対象とする。

記

1	匂坂配水場	匂坂中 3 0 6 - 1	㊤隔月点検
2	岩田送水ポンプ場	匂坂中 1 4 9 8 - 1	㊤隔月点検
3	豊岡配水場	豊岡敷地字敷地 2 9 6 5 - 1	㊤隔月点検
4	小立野水源	小立野 4 5 8 - 1	㊤隔月点検
5	東名水源	東名 1 4 8 - 4	㊤隔月点検
6	小立野配水場	小立野 6 6 - 1	㊤毎月点検
7	森下水源	森下 3 0 0 - 2	㊤隔月点検
8	高見丘配水場	高見丘 9 9 2 - 1	㊤毎月点検
9	豊浜配水場	豊浜字四ノ坪 5 3 3	㊤隔月点検
10	福田中島第 2 配水場	福田中島 2 4 6 4 - 1	㊤隔月点検
11	長池配水場	大原 3 9 7 8 - 3	㊤隔月点検
12	見付配水場	見付 2 2 6 2	㊤隔月点検
13	東大久保配水場	西貝塚 3 7 8 1 - 3	㊤隔月点検
14	向笠西配水場	向笠西 6 7 6 - 9	㊤隔月点検
15	上神増水源ポンプ場	上神増 2 5 6 8	㊤毎月点検

* 参照；磐田市自家用電気工作物保安管理業務対象施設位置図（資料 1）

対象施設の詳細

【参考】

施設名	受電設備容量 (KVA)	予備発電装置 等容量(KVA)	受電電圧 (V)	点検頻度	絶縁 監視
1 勾坂配水場	50	140	210, 105	①隔月	無
2 岩田送水ポンプ場	500	275	6, 600	①隔月	有
3 豊岡配水場	150	135	6, 600	①隔月	有
4 小立野水源	34	72	210, 150	①隔月	無
5 東名水源	49	94	210, 150	①隔月	無
6 小立野配水場	160	94	6, 600	①毎月	無
7 森下水源	34	94	210, 150	①隔月	無
8 高見丘配水場	160	225	6, 600	①毎月	無
9 豊浜配水場	43	94	210, 150	①隔月	無
10 福田中島第2配水場	100	94	6, 600	①隔月	無
11 長池配水場	100	94	6, 600	①隔月	無
12 見付配水場	300	300	6, 600	①隔月	有
13 東大久保配水場	49	150	210, 150	①隔月	無
14 向笠西配水場	21	31	210, 150	①隔月	無
15 上神増水源ポンプ場	300	150	6, 600	①毎月	無

4. 業務の内容

業務の頻度は、小立野配水場・高見丘配水場・上神増水源ポンプ場の3施設について毎月とし、その他12施設については、隔月とする。

また実施については、上神増水源ポンプ場は、自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書（資料2）、その他の施設については、保安管理業務の細目及び基準（資料3）に則って行うこととする。

5. 適用

本業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議をする。

6. 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1)個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関す

る法律」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2)秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

8. 事故や緊急事態等の対応

乙は、本委託業務に関する事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

9. 提出書類

乙は、業務の履行において甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得なければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとする。

①業務結果報告書

②その他甲が必要と認めるもの

10. 受託の体制

(1)人員の配置

乙は、電気事業法の他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有する次に掲げる人員体制を確保すること。ただし、業務責任者が業務従事者を兼任することを妨げない。

①業務責任者

電気主任技術者の資格を有し、本業務の内容及び関係法令等に精通し、業務従事者の指揮監督を含む業務全体の管理監督を行う

②業務従事者

本業務の実務を行う

(2)身分の証明

乙は、従事者等へ身分等を明らかにする装備を身につけさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させること。

(3)安全衛生管理

乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に

必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

11. 経費の負担

乙は、本業務に必要とする次の経費を負担する。

- ①車両に関する経費（燃料費を含む）
- ②測定機器、備品及び事務用品に関する費用
- ③印刷・製本に関する費用
- ④通信・運搬に関する費用
- ⑤仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。
- ⑦上記①から⑥に該当しない費用は、甲乙の協議により負担を決定する。

12. その他

- (1)本仕様書は、本業務委託の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。
- (2)乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。
- (3)本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲帰属するものとする。このため乙は、著作権を行使できない。

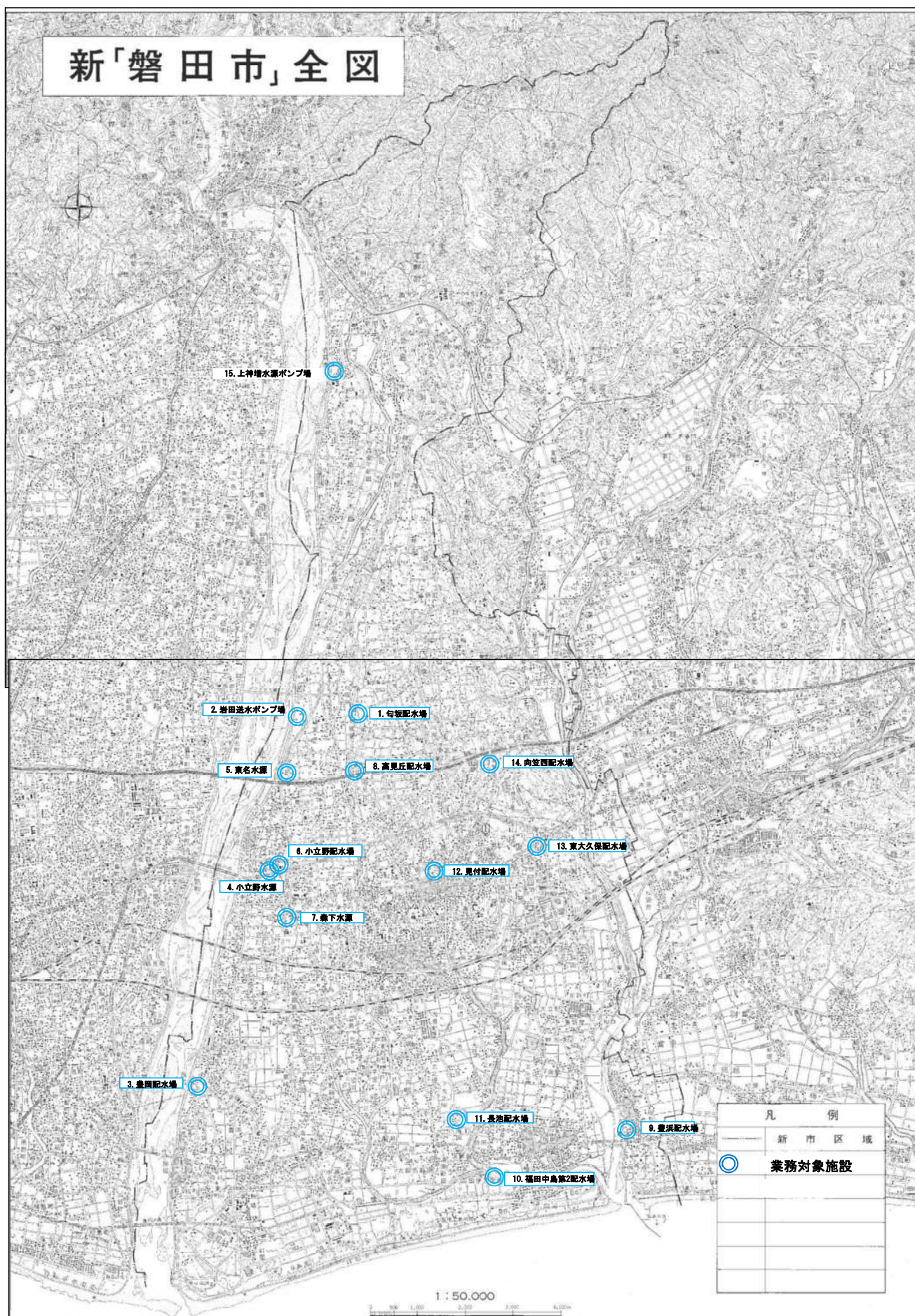
13. 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

14. 連絡先

磐田市環境水道部 上下水道工事課 施設グループ 中安
所在地 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地
電 話 0538-58-3281（直通） F A X 0538-58-3271
メール jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

磐田市自家用電気工作物保安管理業務対象施設位置図(資料1)



上神増水源ポンプ場

自家用電気工作物保安管理業務委託細目書

(資料 2)

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(委託業務の内容)

第1条 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(以下「委託契約書」といいます。)に基づき、乙が自ら実施する保安管理業務は、次の各号とします。

- (1) 委託契約書第1条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的な基準は、別紙「点検・測定等の実施基準」並びに保安規程別表第1「点検、測定及び試験の基準」のとおりとします。)を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言をします。
 - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生した場合は、次のアからエまでに掲げる処置を行います。
 - ア 事故・故障の発生や発生する恐れ連絡を甲又はその従事者から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関し、書面により指示を行います。
 - イ 事故・故障の状況に応じて、特別点検を行います。
 - ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、書面により甲に指示又は助言を行います。
 - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、書面により指示を行います。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行います。
 - (4) 委託契約書第1条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類および図面について、その作成及び手続の助言を行います。
 - (5) 委託契約書第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に書面により指示又は助言を行います。
 - (6) 竣工検査に関して、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認します。
 - (7) 委託契約書第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別紙「点検・測定等の実施基準」及び保安規程別表第1に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に書面により指示又は助言を行います。
 - (8) その他保安規程に定められている事項
- 2 低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行います。
- (1) 乙が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行います。
 - (2) 乙が、警報発生時の受信の記録を3年間保存します。
- 3 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、別表のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を乙の監督の下で電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うものとします。このほか、乙が当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとし、また甲は乙に

その点検・測定記録を確認させるものとします。

- 4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第 1 項によるほか、甲が確認を行うものとします。

(点検の頻度)

第 2 条 第 1 条第 1 項に定める乙が定期的に行う保安管理業務の点検頻度は、次のとおりとします。

- (1) 通常点検 (主として運転中の施設を点検することをいいます。)

委託契約書第 2 条第 1 項によります。

- (2) 年次点検 (主として停電により施設を停止状態にして精密な点検、測定及び試験をすることをいいます。)

委託契約書第 2 条第 2 項によります。

- (3) 特別点検 必要の都度

- 2 第 1 条第 1 項に定める甲の通知を受けて行う工事中の点検頻度は毎週 1 回とします。

(委託手数料)

第 3 条 次に掲げる場合は、甲・乙協議のうえ、委託契約書第 3 条の報酬又は手数料を更改するものとします。

- (1) 第 17 条に該当する場合
- (2) 施設の規模又は使用状態が変動した場合
- (3) 経済状態の変化により諸物価が変化した場合

- 2 前項以外の手数料は、乙の定める規程によりその都度算定します。また年次点検の作業時間帯は次のとおりとします。

- (1) 平常は 8:00～17:00
- (2) 早朝は 5:00～ 8:00
- (3) 夜間は 17:00～22:00
- (4) 深夜は 22:00～ 5:00

(連絡責任者)

第 4 条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため乙と連絡する者(以下「連絡責任者」といいます。)を定めて、その氏名、連絡方法を乙に通知するものとします。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が 6,000KVA 以上の場合、連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとします。

(発電所担当者)

第 5 条 甲は、発電設備を設置する場合には、日常における発電設備の起動及び停止操作を円滑に行い得る担当者(以下「発電所担当者」という。)及びその不在の場合の代務者をあらかじめ定め

ておくものとします。

- 2 甲は、前項の発電所担当者を定め又は変更があった場合は、乙に遅滞なく通知するものとします。
- 3 甲は、発電所担当者を乙との連絡及び乙の行う保安業務に立ち合わせるものとします。

(代行者)

第6条 乙は、病気その他やむを得ない事由により第1条の保安管理業務を行うことができない場合には、乙の所属する一般社団法人中部電気管理技術者協会（以下「協会」という。）の会員の中から代行する者（以下「代行者」という。）を選び、その業務を行わせることができるものとします。

- 2 乙は、前項の代行者については、あらかじめ書面により甲に通知するものとします。

(相互の義務)

第7条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指示、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。

- 2 甲は、日常巡視を行い設備の状態を確認し、乙は、通常点検時、連絡責任者等に問診を行い、報告を受けるものとします。
- 3 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

(相互の協議)

第8条 甲は、次に掲げる場合には、事前に乙と協議するものとします。この場合、甲は、乙の意見を尊重し、乙は、甲に協力するものとします。

- (1) 甲が保安規程を変更しようとする場合
- (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作及び異常時における措置等を定める場合
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は訓練を行う場合
- (6) その他保安上必要と認められる場合

(通知義務)

第9条 甲は、次に掲げる場合は速やかに、これを乙に通知するものとします。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合
- (2) 事業所の名称又は電気の保安に関する組織を変更した場合
- (3) 委託契約書第1条各号に掲げる事項を変更した場合
- (4) 委託契約書第1条の電気工作物の相続、譲渡等が行われる場合
- 2 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに乙に通知するものとします。
- 3 甲は、絶縁監視装置（電話連絡方式）が漏えい警報を発した場合は、速やかに乙に通知するものとします。
- 4 乙は、絶縁監視装置（自動通報方式）を設置しており、絶縁監視装置が漏えい警報を発した

場合は、速やかに甲に通知するものとします。

(事業場内の立入等)

第10条 乙は、保安管理業務を行うため甲の事業場内に立ち入ることができるものとします。この場合、乙は、甲が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとします。

(記録の確認)

第11条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

2 乙は、点検等の終了時にその結果を甲に報告し、甲は、乙が実施した保安管理業務の結果の記録を確認し、甲の事業場に3年間保存するものとします。

(備品の整備等)

第12条 甲は、乙と協議のうえ、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品等を整備するものとします。

(賠償責任保険)

第13条 乙は、その業務上の過失に基づく事故に対してその賠償の責に任ずるため賠償責任保険に加入します。

2 乙の甲に対する損害賠償額は、協会が加入している保険契約に基づき、保険会社から給付される金額とします。

3 乙が所属する協会を退会した場合は、乙の甲に対する賠償責任保険は解除されるものとします。

(損害賠償の免責)

第14条 乙は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が書面により指示・助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
- (3) その他、自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(機密の保持)

第15条 乙(第6条の規定に基づく代行者を含む。)は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施)

第16条 甲は委託契約書に明記された乙と面接を行い、本人確認を行うものとします。

2 甲は、点検を行う者が委託契約書に明記された乙であることを確認するものとします。また、甲は、乙が行った点検等の終了後にその結果について報告を受けるものとします。

3 乙は、点検を行う際は、その身分を示す証明書により、本人であることを甲に対して明らかにするものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

(契約期間内の更改)

第 17 条 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量又は定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量又は定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 委託契約書第 2 条の通常点検の回数を変更した場合
- (7) 甲が保安規程を変更する場合
- (8) 保安業務手数料等を変更する場合

(契約の解除等)

第 18 条 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとします。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠った場合
- (2) 甲が手数料の支払いを遅延した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前までにその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。
- 3 委託契約書第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が 7,000V を超えた場合
 - (5) 発電所出力が 2,000kW 以上となった場合
 - (6) 構外にわたる配電線路の電圧が 600V を超えた場合

(契約期間)

第 19 条 この契約の有効期間は、委託契約書第 4 条によります。ただし、この保安管理業務の委託契約の期間満了 1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとする。

(契約事項等の解釈)

第 20 条 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

〔別表〕 点検・測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

	電気工作物の種類	実施しない点検・測定及び試験
設備の特殊性	①建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備(昇降機等) ②消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等(自動火災報知設備等) ③労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械(ボイラー等) ④機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療機器、オートメーション化された工作機械群等) ⑤内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)	主開閉器から各機器の一次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験(実施可能なものに限る)以外の点検
設置場所の特殊性	⑥立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等) ⑦情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等) ⑧衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等) ⑨機密管理のため立入が制限される場所(独居房等) ⑩立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)	現場において容易に点検を実施し得るもの以外の点検
その他	⑪事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物 ⑫発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物 ⑬点検時現場に設置されていない移動用機器等	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるものの以外の点検

〔別紙〕 点検・測定等の実施基準

(『主任技術者制度の解釈及び運用(内規)』4・(5)②、③より)(平成28年12月1日施行)

1. 通常点検は次の(1)から(3)に掲げる基準に従って行うものとします。

(1) 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行います。

(イ) 点検項目

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線と他物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備

- (a) 引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)
- (b) 受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器
コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)
- (c) 受・配電盤
- (d) 接地工事(接地線、保護管等)
- (e) 構造物(受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)
- (f) 配電設備
- (g) 発電設備(原動機、発電機、始動装置等)
- (h) 蓄電池設備
- (i) 負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)

(2) 次の(イ)及び(ロ)に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行います。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

(ロ) 低圧電路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

(3) 上記(1)及び(2)の点検、測定のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者としての観点から点検を行うものとします。

2. 年次点検を通常点検に係る上記1.(1)及び(2)の基準に加え、次の各項に掲げる基準に従って行います。

(1) 1年に1回以上行います。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記(2)項の各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)

(2) 次の(イ)から(ホ)に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行います。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(へ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領（内規）（2016.1005商局第1号）Ⅱ.2（1）に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

3. 工事期間中は、上記 1.の(1)項に定める外観点検をおこない、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行います。

点検・測定及び試験の基準

別表第 1

電気工作物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検
受変電設備	引込線 責任分界となる開閉器 電線及び支持物	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
		継電器との連動動作試験		1 回/1 年(※3)
	断路器 遮断器 開閉器	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
		継電器との連動動作試験		1 回/1 年(※3)
		絶 縁 油 酸 価 試 験		※4
		絶 縁 油 耐 圧 試 験		※4
		内 部 点 検		※4
	電力ヒューズ	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
	計器用変成器	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
	変圧器	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		電圧・負荷電流測定	A (※9)	
		温 度 測 定	A (※9)	
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
		絶 縁 油 酸 価 試 験		※4
		絶 縁 油 耐 圧 試 験		※4
		内 部 点 検		※4
	電力用コンデンサ リアクトル	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
	母線、避雷器 その他高圧機器	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※1)
	配電盤及び制御回路	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※2)
		継電器との連動動作試験		1 回/1 年(※3)
	接地装置	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		接 地 抵 抗 測 定		1 回/1 年
	絶縁監視装置	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		設 定 値 の 確 認		1 回/1 年
		試験鉤による動作確認	A (※9)	1 回/1 年
		設定値における誤差測定		1 回/1 年
		伝 送 試 験		1 回/1 年
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他電機機器類 照明装置、配線・配電器具 設置装置	外 観 点 検	A (※9)	1 回/1 年
		低 圧 絶 縁 抵 抗 測 定		1 回/1 年(※2)
		接 地 抵 抗 測 定		1 回/1 年
		漏 洩 電 流 測 定	A (※9)	

電気工作物			点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検
非常用予備発電装置	原動機関係		外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			冷却水・潤滑油量の確認	A (※9)	
			起 動 試 験	A (※9)	1回/1年(※5)
			機構部、排気装置など		※8
	電気関係		外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			絶 縁 抵 抗 測 定		※6
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
	運転制御関係				※8
蓄電池	蓄電池		外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			比重測定		※7
			液温測定		※7
			電圧測定		※7
小出力発電設備	内 燃 力	原動機関係	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			機構部、排気装置など		※8
		電気関係	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			絶 縁 抵 抗 測 定		※6
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
		運転制御関係			※8
	風 力	風車、支持工作物	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			機構部、支持部など		※8
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
		電気関係	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
			絶 縁 抵 抗 測 定		※6
		運転制御関係			※8
	太 陽 電 池	太陽電池アレイ パワーコンディショナ	外 観 点 検	1回/6月	1回/1年
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
		電気系統、制御装置	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			指示計器表示確認	A (※9)	
			絶 縁 抵 抗 測 定		※6
			パワーコンディショナ等の試験		※8
			単独運転検出機能の確認		※8
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
	そ の 他	電気関係	外 観 点 検	A (※9)	1回/1年
			接 地 抵 抗 測 定		1回/1年
		その他			

注 1、高圧回路絶縁測定について

※1：高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注 2、低圧回路絶縁測定について

※2：技術基準を定める省令第58条に規定された値以上の場合、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注 3、継電器との連動動作試験について

※3：保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常である場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注 4、内部点検、絶縁油について

※4：操作状態、絶縁抵抗値などを勘案し行う。

注 5、非常用予備発電について

※5：年次点検での起動試験は停電で自動起動し、復電で自動停止させ、電圧、周波数が正常であることを確認する。

※6：絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。

※8：機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。

注 6、蓄電池電解液について

※7：負荷状態を勘案し行う。

注 7、小出力発電設備について

※6：絶縁測定はメーカーの取扱説明書により実施判断する。

※8：機構部や運転制御等の試験についてはメーカーによる点検結果に基づく。

注 8、特別点検

必要に応じて行う。

注 9、注 1～注 3 の測定、試験方法及びその判定の基準について

試験方法及びその判定の基準については別に定める「無停電年次点検の適用基準」による。なお、適用基準に満たない場合は、停電状態にして年次点検を行う。

注 10、通常点検における点検頻度について

※9：通常点検における点検頻度については、平成15年7月1日経済産業省告示第249号に定める設備条件による点検頻度を適用し、下表下欄に記入する。

A (※9)
1 回/ 月

保安管理業務の細目及び基準

(資料 3)

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

①定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に關する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲より通知を受けたときは、電話により、又は甲の依頼により出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につとめるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。

また、乙が行う事故原因の探求の結果、系統側（商用側）に起因する事由であったときは、乙は甲へ通知をし、その通知を行ったときに甲の依頼があった場合に限り、乙は発電所の運転の措置を行うことができるものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ. 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等を立ち合わせます。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

ケ. 小出力発電設備（太陽電池）を有料にて点検する場合並びに太陽電池発電所の定期的な点検、測定及び試験は、別表3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」により行います。

コ. 甲の依頼により、絶縁監視装置に付属する電力監視機能部（以下「電力監視機能部」という。）を活用する場合には、電力デマンド監視業務を行います。

②定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

エ. 系統側（商用側）に起因する事由により必要となる発電所の運転又は停止の措置については、甲において行い、乙へ報告するものとします。ただし、甲の依頼により乙において発電所の運転又は停止の措置を行うことができるものとします。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

（ア）建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する

建築設備

- (イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - (ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - (カ) 点検にボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の専門知識及び技術を有する設備等
- イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
 - (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外（内燃機関、蒸気機関、土木技術等）である自家用電気工作物
- (3) 上記(2)において、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

2. 相互の連絡

- (1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
- カ. 系統側（商用側）に起因する事由により発電所の運転又は停止の措置が必要な場合。

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- エ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- オ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- カ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備、発電設備の使用区域を変更する場合
- キ. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- ク. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- ケ. 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
- コ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- サ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。

- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

- ア. 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
- イ. 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。

ウ. その他必要な事項。

3. 発電設備等の分解・整備等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。

この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を提示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

4. 発電所担当者等

- (1) 甲は、保安規程による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- (2) 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、発電所担当者又は第4項第1項の代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

5. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- (3) 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設の利用について便宜を供するものとします。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- (6) 甲は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

6. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

7. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 乙は、甲との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第5項第1号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

8. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとします。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
- (4) 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

9. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

別表1

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	母線、計器用変成器、断 路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデン サ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回/年	○	○	
		液温測定	1回/年	○	○	
		電圧測定	1回/年	○	○	

電 気 工 作 物		点 検、測 定 及 び 試 験 項 目	月 次 点 検	年 次 点 検		臨 時 点 検
				(無停電)	(停電)	
負 荷 設 備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
	その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
	照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
	配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
	配電線路の電線等 及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
	小出力発電設備					
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同 じ
発 電 所	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
	太陽電池及び附属装置	絶縁抵抗測定			○※1	
	燃料電池及び附属装置	接地抵抗測定			○※4	
	接地装置	単独運転検出			○	
		発電状況確認		○	○	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同 じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定します。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

（３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

（４）年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は３年に１回は年次点検（停電）を行うものとします。

ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検（停電）と同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施いたします。

- ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
- イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１７条に規定された値以下である。

- ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
- エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
- オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (6) ※2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
- なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (7) ※3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
- なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (8) ※4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (9) ※6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (10) ※7 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
- この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとします。

別表 2

工事期間中に關する点檢の基準

電氣工作物		点檢、測定及び試験項目	工事期間中の点檢
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点檢	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点檢	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点檢	○
	変圧器	外観点檢	○
	受・配電盤	外観点檢	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点檢	○
	構造物・配電設備 〔 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等 〕	外観点檢	○
	蓄電池設備	外観点檢	○
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電氣溶接機 その他の電氣機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点檢	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点檢	○
	内燃機関及び附属装置	外観点檢	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点檢	○
	遮断器・開閉器その他の電氣機器類	外観点檢	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点檢	○
	遮断器・開閉器その他の電氣機器類	外観点檢	○

注（１）工事期間中は、設備ごとに外観点檢を行うものとします。

「外観点檢」とは、目視により次の点檢項目を行います。

- ア 電氣工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取り付け状態

別表 3

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

◎：実施 ○：条件付実施

設備	点検項目等	定期点検		
		月次点検	年次点検 (無停電)	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	◎	◎	◎
	接地測定	—	◎※1	◎※1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	—	◎※2
パワーコンディショナ	外観点検	◎	◎	◎
	接地抵抗測定	—	◎※1	◎※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	—	◎※3
	入出力電圧確認	—	◎	◎
	単独運転防止機能動作確認	—	—	◎※4
	投入阻止時限タイマー動作試験	—	—	○※4
	表示機能確認	◎	◎	◎
	自立運転動作確認	—		○※5
保護装置(受電設備)	保護継電器試験	—	—	◎
引込開閉器	外観点検	◎	◎	◎

注（１）月次点検は、電気設備（ただし、支持物は除く）ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとします。

ア 電気設備の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

なお、太陽電池アレイに目視により異常があったとき若しくは必要に応じて、赤外線熱画像カメラによる確認を行うものとします。

（２）※1を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

（３）※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとします。

（４）※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略できるものとします。

（５）※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、または商用（系統）側を停電する時に行うものとします。

（６）※5を付した点検、測定及び試験は、自立運転機能があり、かつ自立運転出力回路が接続されている場合に※4に準じて行うものとします。

（７）発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。

2025年度 保安全管理業務点検予定表

	点検 頻度	上期						下期					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
勾坂配水場	隔月1回	年次 (無)		月次		月次		月次		月次		月次	
岩田送水ポンプ場	隔月1回	年次 (停)		月次		月次		月次		月次		月次	
豊岡配水場	隔月1回		月次		月次		月次		年次 (無)		月次		月次
小立野水源	隔月1回	年次 (停)		月次		月次		月次		月次		月次	
東名水源	隔月1回		月次	月次	月次		月次		月次		年次 (無)		月次
小立野配水場	毎月	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	年次 (停)	月次	月次
森下水源	隔月1回		月次		月次		月次		月次		年次 (無)		月次
高見丘配水場	毎月	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	月次	年次 (停)	月次
豊浜配水場	隔月1回		月次		月次		月次		年次 (停)		月次		月次
福田中島第2配水場	隔月1回		月次		月次		月次		年次 (停)		月次		月次
長池配水場	隔月1回	月次		月次		月次		月次		月次		年次 (停)	
見付配水場	隔月1回	月次		月次		月次		月次		年次 (無)		月次	
東大久保配水場	隔月1回		月次		月次		月次		年次 (停)		月次		月次
向笠西配水場	隔月1回		月次		月次		月次		年次 (停)		月次		月次

○色付けされている箇所は、点検実施済

※月次：月次点検

年次(無)：年次点検(無停電)

年次(停)：年次点検(停電)

※上神増水源ポンプ場は毎月点検実施

保安全管理業務委託契約事業場一覧表

事業場名称	事業場所在地	需要設備 容量(KVA)	受電電圧 (V)	点 検 頻 度	絶縁監視 有 無	月 額 円	年 額 手数料 (税抜) 円	消費税及び 地方消費税 (10%) 円	備 考
		予備発電装置 等容量(KVA)							
勾坂配水場	磐田市勾坂中306-1	50	210, 105	隔月	無				
		140							
岩田送水ポンプ場	磐田市勾坂中1498-1	500	6, 600	毎月	無				
		275							
豊岡配水場	磐田市豊岡字敷地2965-1	200	6, 600	隔月	有				
		135							
小立野水源	磐田市小立野458-1	34	210, 105	隔月	無				
		72							
東名水源	磐田市東名148-4	49	210, 105	隔月	無				
		94							
小立野配水場	磐田市小立野66-1	160	6, 600	毎月	無				
		94							
森下水源	磐田市森下300-2	34	210, 105	隔月	無				
		94							
高見丘配水場	磐田市高見丘992-1	160	6, 600	毎月	無				
		225							
豊浜配水場	磐田市豊浜字四ノ坪533	43	210, 105	隔月	無				
		94							
福田中島第2配水場	磐田市福田中島2464-1	100	6, 600	隔月	無				
		100							
長池配水場	磐田市大原3978-3	100	6, 600	隔月	無				
		94							
見付配水場	磐田市見付2262	300	6, 600	毎月	無				
		300							
東大久保配水場	磐田市西貝塚3781-3	49	210, 105	隔月	無				
		150							
向笠西配水場	磐田市向笠西676-9	21	210, 105	隔月	無				
		31							
上神増水源ポンプ場	磐田市上神増2569-2	300	6, 600	毎月	無				
		150							
					計				

合計